

米海兵隊の MV22 オスプレイからの米兵降下訓練に対する意見書

マスコミ報道や村民からの目撃情報によると、平成 29 年 12 月 4 日の午後 3 時から午後 4 時ごろ、米陸軍トライ通信施設内において米海兵隊の MV22 オスプレイから米兵が着陸帯から約 10m ほどの低空で空中停止飛行の状態でロープを垂らし、米兵が 3 回にわたって 10 数人ずつ地上に降り立つ訓練をした。

米軍が日本政府に提出した環境レビューの中で米陸軍トライ通信施設へのヘリ着陸帯は戦闘訓練用ではなく、物資輸送や緊急時に使用する「管理着陸帯」と区分しているにもかかわらず、当該訓練を実施することは断じて容認できるものではない。

また、本村議会においては、今年の 3 月においても CH53 大型ヘリコプターのつり下げ訓練の中止を求める抗議決議をはじめ、MV22 オスプレイの飛来については、昨年の 12 月に起きた名護市安部の海岸での墜落事故や今年の 8 月のオーストラリア東部沖合での着艦失敗による衝突・墜落事故等に対し、これまで幾度となく抗議決議を行ってきたばかりである。しかしながら、米軍は村民の声を無視し、危険極まりない訓練を繰り返していることに対して激しい怒りを覚えるものである。

さらに、1965 年にはパラシュート降下訓練でトレーラーが目標を外れ、小学 5 年生の女児が下敷きになって死亡すると云う痛ましい事故が起きている。

今回の同施設内での米兵の降下訓練はこれまでの悲惨な事故を想起させ、地域住民に墜落の不安と騒音による生活被害を与えていた。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1、MV22 オスプレイをはじめ米軍機による村内上空での訓練は中止すること。
- 2、米陸軍トライ通信施設内の管理着陸帯における戦闘訓練を中止すること。
- 3、在沖米軍基地の整理縮小と米海兵隊の撤去を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 12 日

沖縄県読谷村議会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長

米海兵隊の MV22 オスプレイからの米兵降下訓練に対する抗議決議

マスコミ報道や村民からの目撃情報によると、平成 29 年 12 月 4 日の午後 3 時から午後 4 時ごろ、米陸軍トライ通信施設内において米海兵隊の MV22 オスプレイから米兵が着陸帯から約 10m ほどの低空で空中停止飛行の状態でロープを垂らし、米兵が 3 回にわたって 10 数人ずつ地上に降り立つ訓練をした。

米軍が日本政府に提出した環境レビューの中で米陸軍トライ通信施設へのヘリ着陸帯は戦闘訓練用ではなく、物資輸送や緊急時に使用する「管理着陸帯」と区分しているにもかかわらず、当該訓練を実施することは断じて容認できるものではない。

また、本村議会においては、今年の 3 月においても CH53 大型ヘリコプターのつり下げ訓練の中止を求める抗議決議をはじめ、MV22 オスプレイの飛来については、昨年の 12 月に起きた名護市安部の海岸での墜落事故や今年の 8 月のオーストラリア東部沖合での着艦失敗による衝突・墜落事故等に対し、これまで幾度となく抗議決議を行ってきたばかりである。しかしながら、米軍は村民の声を無視し、危険極まりない訓練を繰り返していることに対して激しい怒りを覚えるものである。

さらに、1965 年にはパラシュート降下訓練でトレーラーが目標を外れ、小学 5 年生の女児が下敷きになって死亡すると云う痛ましい事故が起きている。

今回の同施設内での米兵の降下訓練はこれまでの悲惨な事故を想起させ、地域住民に墜落の不安と騒音による生活被害を与えていた。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実施するよう強く要求する。

記

- 1、MV22 オスプレイをはじめ米軍機による村内上空での訓練は中止すること。
- 2、米陸軍トライ通信施設内の管理着陸帯における戦闘訓練を中止すること。
- 3、在沖米軍基地の整理縮小と米海兵隊の撤去を図ること。

以上、決議する。

平成 29 年 12 月 12 日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米四軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事